

会議録

会議の名称	平成30年度 第5回 西東京市地域自立支援協議会計画改定作業部会
開催日時	平成30年10月18日 午後6時30分～
開催場所	西東京市田無庁舎 5階503会議室
出席者	高田部会長、橋爪副部会長、根本委員、山口委員、櫻井委員、小澤委員、久松委員、小矢野委員、本波委員
欠席者	室山委員、天宮委員
傍聴者人数	2人
議題	(1) 骨子案について
会議資料の名称	資料：「西東京市障害者基本計画（平成31年度改定）骨子案」
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>開会</p> <p>1 部会長挨拶 部会長より挨拶</p> <p>事務連絡（職員人事異動）</p> <p>資料確認</p> <p>第4回計画改定作業部会の議事録確認</p> <p>2 議題 (1) 重点推進項目1について</p> <p>○事務局より資料説明</p> <p>○委員： 骨子案P39③「放課後等の居場所の充実」の内容「サービス」が「サーヒス」になっている。修正をしてほしい。</p> <p>○委員： 骨子案P23「障害者に対する虐待を未然に防ぎ、早期発見と迅速な対応を図るため、その啓発活動及び障害者虐待防止センター(障害福祉課内に設置)の広報活動を、他の施策に関する広報と連携して行っていきます。」について案がある。浦安市は障害者の虐待防止協議会と高齢者虐待防止協議会を合体させ、障害者の差別解消のための地域協議会を統合するという手法を用いている。そうすることにより、高齢者や障害者の虐待や差別に関する多くの事例が集積し、有意義な議論ができたというモデルがある。「施策に関する広報と連携して行っていきます」とあるため、このように具体的に示せると実現すると思う。</p> <p>骨子案P24、「障害福祉サービスの利用に関しては、65歳を迎えた障害者が障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際に、スムーズに移行できる体制の構築に務</p>	

めます。」のあと「基幹相談支援センターと地域包括支援センターの連携」とある。65歳を迎えた際は、基幹相談支援センターよりも、関わりのある相談支援センターの方が具体的で動きやすいと思う。

骨子案P42の4段目「図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実」とあるが、マルチメディアデイジーに加え、LLブックの提供に取り組んでほしい。図書館で話を伺ったところ、既にLLブックは置いているとのことであった。障害をお持ちの方に広報活動をしていただければより充実するのではないか。

骨子案P53、「コミュニケーション体制の充実」とあるが、知的障害者への配慮が見当たらない。当事者に話を聞くと、自分よりも付き添いの人に向けて話をし、自分に対して話されない。これは合理的配慮がないということなのではないかとの意見があった。コミュニケーションボードの配備等があると良いのではないか。

投票について、「また、身体の不自由な方は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。」とあるが、身体不自由な方だけでなく知的障害者も代理投票をする場合がある。知的障害者についても追記してほしい。

○事務局：

浦安市の事例については、西東京市に合致するかを含め、確認の上対応する。

骨子案P24、相談支援センターについては、去年の5期計画に盛り込んだ通り、基幹相談支援センターと障害福祉課、えぼっくがどのように連携して対応するかは基本方針で触れている。また市では平成32年度に庁舎統合を予定しており、その際に基幹相談支援センターの位置付けや連携強化も検討している。

○委員：

連携強化が行き渡るよう、ご検討いただきたい。

○事務局：

骨子案P42、「図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実」については、「LLブックの提供」という追記が差支えないかも含め、確認する。

○委員：

マルチメディアデイジーとLLブックは、異なるものだと思う。そこも考えていただきたい。

○事務局：

骨子案P53、「コミュニケーション体制の充実」については確認の上、追記、修正等対応を検討する。

○委員：

骨子案P23への記載については、障害者の虐待防止センター、差別解消、高齢者を一緒にすると、それぞれの目的に合った支援ができるのか疑問である。それぞれの目的があり、きちんと委員会が運営されていれば良いが、一緒になることで雑駁になってしまう場合もある。きちんとした連携が重要である。

また、骨子案P23網かけの1つ目、「他の施策に関する広報と連携して行っていきます。」とのことだが、連携は広報だけなのか。それとも活動も連携するのか。活動も連

携したほうが良いだろう。

○事務局：

整理させていただく。

○委員：

学齢期の保護者としての意見だが、高等部の通学に関する支援も市に何らかに対応してほしい。都がお金を出してスクールバスを運行するという話もあるが、他にも検討していただきたい。例えば、はなバスルートの再考や、高等部の通学に関してだけ移動支援の時間を増やすなどである。通学に関する事で「頭がいっぱい」という保護者が多い。「移動支援の時間は増やせない」と言われて、結局全て保護者マターになってしまっているのが現状だ。先日、私の父親の下に都市計画課から、はなバスルートに関するアンケートが送られてきたが、障害者にもそのようなアンケートを送ってもらい、障害者が利用しやすいように検討があっても良いと思う。基本計画のどこかに盛り込んでほしい。

○委員：

移動支援に含まれる話か。

○委員：

そうだ。通学に関して頭を抱えている保護者は多い。

○委員：

移動支援に関しては人手も少なく、マンツーマンでやらなくてはならないという問題もある。学校側がスクールバスを運行させるのが難しいのであれば、移動支援でバスを借り、添乗員をつけて生徒を通学させるという仕組みを作らなければならないと思う。マンツーマンで移動支援の時間を増やしても難しい。学校がバスを借りるなど、別の取組が必要と思う。世田谷区の場合、区全体でバスでの通所に取り組んでいる。ただ、慣れない子を見るリスクはある。

○事務局：

市内の学校と、都立の学校の違いもある。基本計画の趣旨も踏まえ、都立の学校について言及できるか検討する。

○委員：

田無特別支援学校だけでなく、聴覚障害や視覚障害の子は遠くまで通学しなくてはならず困っている。行政サービスとして障害のある子どもの通学に対する支援を行うことは必要だと思う。肢体不自由の東京都立大泉特別支援学校と東京都立小平特別支援学校は、高等部までスクールバスがある。保護者の負担を考えてほしい。東京都立田無特別支援学校はスクールバスが2台に増えたが、足りていない。

○事務局：

足りているかいないかは別として、東京都としては要望に応じてきている。特別支援学級の小学生については市での送迎をしているが、高校生世代になると、一般施策にな

ってくる。財源の問題もあり、今このタイミングで計画に入れるのは難しい。

○委員：

スクールバスは難しいとしても、はなバスルートを検討など、市ができることを考えてほしい。

○事務局：

はなバスは、公共交通機関の不便地域を走り、公共交通機関を補完するという目的で運行されている。定期的にルートの見直しはしている。例えば田無は、特別支援学校のバスは通る。市内全域からルートを考えてみると、はなバスの本来の趣旨を顧みた際に、本計画に入れられるかというより、公共交通全体の話になってくる。本計画に盛り込むのは難しいかもしれないが、「将来的に向けて検討する」といった考え方はありうるかもしれない。現状、特別支援学校の前にはなバスのバス停があり、特別支援学校も送迎はしていることから、難しいと感じている。

○委員：

今の状況で困っている保護者が多数いることについて市は理解されているか。改善する考えはあるか。高校3年間我慢するしかないのか。

○委員：

学校に要望を出されて、学校や都の対応はどうなのか。

○委員：

東京都の保護者会も意見を出し、バスが1台から2台になった。

○委員：

また要望を出せばバスは2台から3台になるのではないか。

○委員：

そうならば良いと思う。

○委員：

困っている保護者は多いと思うが、それは一部の人なのか、それとも大多数なのか。「みなさん」というのがどの程度なのか把握できないと、市に要望しても個別相談で良いのか、市として全体で考える話なのか、棲み分けを考える必要がある。まずニーズ、現状を知る必要がある。

○委員：

ひと学年に30人ほどおり、公共交通機関が利用可能な子供は5人程である。重度超過でスクールバスに乗ることができるのが、それも10人未満。それ以外の8割の子供は保護者が送迎をしている。知的障害のため、迷子などの恐れがあり、ひとりでは公共交通機関を利用することが難しい。女兒ならば痴漢被害、男児ならば痴漢に間違われるということも考えられる。

○委員：

それまで仕事をしていた親は、子供の通学の送迎のために仕事を辞めたり、勤務時間を短縮したりしているのか。

○委員：

そうである。

○委員：

公共交通機関を利用する訓練のようなことができたら良いと思う。うちの作業所の就労継続支援B型の方は自力で来ている。生活介護の方はバスに乗ってくる。交通手段については卒後に選択できたり、自力で来られるようになったりなど過程が組み立てられていると良い。バスだけでなく公共交通機関を使えるようにするサポートがあると、その後の展開が見えて良い。深いテーマである。

○委員：

ひとり通学のための指導がある。スクールバスだと学習の機会はない。ひとり通学できるようになるため、親は信号の見方や公共のマナーを幼いうちからずっと教えている。保護者が同行して通学するだけではなく、移動支援においてもレベルアップに繋がるような支援が良いと思う。

○委員：

知的障害児の多くは、石神井特別支援学校まで通学しているが、市内から石神井特別支援学校へは、電車やバスを乗り継ぐため、公共交通機関の練習としては複雑すぎる。そのため、石神井特別支援学校時代にひとり通学の練習をできる子供はいない。そのため、高等部になって初めて通学するというパターンが多い。

○委員：

学校の先生も一緒になって考えなければ解決しない。

○委員：

保護者と一緒だと、練習にならない。親が一緒だと全て任せてしまう。

○委員：

うちは、先生から「離れてください」と指導された。親は心配だからずっとついていたい、それではレベルアップしない。先生に指導されるからこそ離れることができ、ひとり通学できるようになった。先生は自立できるように指導していく。

○事務局：

昨年5期計画を策定する際、アンケートの集計をしたところ、一定程度の方が通学に関して不安を感じていた。ただ、その不安の具体的なところまでは掘り下げなかったため、来年度以降6期計画に向けヒアリングを行っていきななかで、通学の不安についても掘り下げていこうと思う。

○委員：

東京都立田無特別支援学校のバスが増える話の動向なども踏まえ、ぜひやっていただきたい。

○委員：

骨子案はいつごろ確定するのか。

○事務局：

今後、市民参加条例に基づくパブリックコメントや市民説明会を行うため、今日骨子案を確定させたい。

○委員：

骨子案は今までと比べてかなり良くなったと感じる。追記や補充で、わかりやすくなったと思う。説明的、網羅的に向上している。そのなかでいくつかお伺いしたいことがある。

骨子案P17のポイント「その他、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なこと」のなか「障害者の視点を意識した防災や災害対策の充実」とある。先月、私の家は台風で被災した。突風で近所のトタン屋根が飛んで来て、屋根瓦も割れた。台風で資材の不足もあり、修理業者を探すのも大変だった。トタン屋根が飛んだ事例が多かったため、年数が経過したトタン屋根の所有者に対する注意喚起など、危険構造物対策をしていただきたい。

○事務局：

市の危機管理室で、大災害や予測が難しい天変地異への防災対策を作っている。そのなかで福祉避難所の数の問題や、障害の特性によって避難所をどうするかという問題を検討している。危機管理室にご意見をお伝えしたほうが良いと思う。

○委員：

骨子案P23、「成年後見制度については、より一層の活躍支援に向け、今後も制度の周知活動等に引き続き取り組みます」とある。成年後見制度の周知活動については、具体的にどのような方針があるか。

○事務局：

「あんしん西東京」という社会福祉協議会があり、高齢者や障害者の成年後見制度に関する相談を受けている。障害者の高齢化、高齢者の障害など、今後対応の必要性が高まると思っている。事業所連絡会などを通じて周知に務めていこうと思っている。

○委員：

平成29年度「西東京市障害者福祉に関する調査報告書」をみると、成年後見制度について更なる制度普及が必要だと感じた。制度内容を知ってもらうよりも、まず制度があることを知ってもらうべきだ。キャッチコピーを作り、ポスターや地元FM局で周知活動をしてもらい、利用促進を深めていくべきである。

○委員：

成年後見制度について知っているようで知らない人が多いため、周知活動は必要だ

が、本当に制度利用が必要な人を「あんしん西東京」に繋げる仕組みがより重要だと考える。

○事務局：

「あんしん西東京」というシステムを周知させることが必要である。相談体制の充実に向けた関わりの構築を探っていけたらと思っている。

○委員：

骨子案P52「障害者のしおりの活用」について。障害者のしおりは非常にわかりづらい。児童向け、18歳以上向け、年齢層別や障害種別、度数があるか否か、所得制限などがあるが、自分がどれに該当するのか分かりづらい。もう少し薄い簡単な冊子を作成し、こどもの発達センターひいらぎや作業所で配ってはどうか。その際に成年後見制度に関するの情報も入っていると良いと思う。全て一緒くたにせず、目的に応じてわけると良い。

○事務局：

障害の制度を全てお知らせすると分厚い冊子になってしまう。どこまでご意見を反映できるか分からないが、検討させていただく。

○委員：

障害者がいる家庭に配布物は届くのか。

○委員：

届かない。自分で窓口に出向くしかない。

○委員：

愛の手帳をもらう際、どのような制度があるかという冊子はもらう。ただ、それ以降は、自分でもらいにいかないといけない。

○委員：

「障害者のしおり」があることを知らない人も少なくないだろう。

○委員：

骨子案P44、一番下「成年後見制度の適正な利用促進」のなかに「後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成」とあるが、市民後見人を想定しているのか。それとも社会福祉士等の専門職員を想定しているのか。

○事務局：

「あんしん西東京」で市民後見の担い手として育成の授業を行っている。専門職の先生だけでなく、成年後見制度が広まっていくように、取組みはしている。

○委員：

骨子案P35、下から2つ目「地域資源の活用」のなかに「さらに、専門職としての資格や経験を有している市民の活用等、地域の福祉人材の確保についても検討します」と

ある。どういった専門職や、活用方法を検討しているのか。

○事務局：

地域の福祉人材の不足が全般に課題となっている。需要に供給が追いついていない。西東京市では、同行援護の資格取得のための研修をしている。引き続き市民の人材確保に向けて検討しているところである。

○委員：

骨子案P38、「一人ひとりのニーズに応じた教育の推進」について。入学後も教育委員会だけでなく、相談支援や、ケース会議に保健師を同席させるなど。市と連携できれば良い。たとえば保健師が入ると、家族のことが分かっているため、先生たちも背景が分かり理解しやすい。特別支援教育については、市と連携してやってくのが良いと思う。

○事務局：

西東京市には、教育支援課やこどもの発達センターひいらぎ主催の会議が複数あると聞いている。障害福祉課で参加している会議は限られているが、教育支援課とも連携が図れるよう検討したい。

○委員：

骨子案のなかでは第3章がいちばん大事だと思っている。できれば最初に持ってきたい。せめてP18の図、P19の重点推進項目だけでも、市長の挨拶のうしろに記述できないか。一般市民が障害者への理解をしてもらうための冊子となるため、趣旨がわかりやすいものにしてほしい。

○委員：

骨子案P11「前半5年間の計画の進捗と課題」のなかでアンケート調査について書かれており、P14、P17にもアンケート調査について記述がある。アンケート調査の結果に対する解決策や対応策は骨子案P18のどこにかかっているのか。対応策をわかりやすく書いてほしい。

○事務局：

解決策への繋がりがわかるような作りにしたい。

○委員：

課題に対しての対応策は各々、全て記載されているのか。

○事務局：

その通り。

○委員：

アンケート結果からの課題について、骨子案P11には具体的に書かれているが、P17には具体的に書かれていない。

○事務局：

アンケート結果からの課題に関しては、自由回答で割合の多い回答を記載しているため、扱いを分けている。分かりやすいように記載の仕方を整理する。

○委員：

各章同じ形式でなくても、文脈からみれば大事なことが分かるので、これでも良いと思う。

○委員：

骨子案P25重点推進項目5で「相談支援体制を充実します」とあるが、そのあとの文章で「地域全体の相談支援体制のあり方を引き続き検討していきます」とある。5年間、検討だけで良いのか。「相談支援体制を完成させる」とすべきではないか。

○事務局：

5期計画の中でもうたっているため、整合を図り同じ表現に変えていく。

○委員：

文言だけでなく「西東京市の相談支援はいいよね」となるよう何が必要か考えることが重要。そうした考え方を計画に盛り込みたい。

○委員：

事務局の総括をお願いしたい。

○事務局：

5回の開催を踏まえ、計画案として全体像が見えてきた。前期5年間でどのように後期5年間に繋げるかが課題である。様々な意見を頂いたので、西東京市の障害者福祉がより良いものになるよう計画に沿って実行していきたい。今回の部会や昨年の福祉計画のなかでもあったように、障害者差別解消法に沿って、未就学期も含めた学校教育に対し、これまで以上に教育委員会と連携をしていく。西東京市には、こどもの発達センターひいらぎがあり、就学前の子どもはそこが支援をしている。そこから教育に繋げ、更に成人期に繋げていけるように今後5年間で取組んでいく。計画は作るのではなく、実行するものであるため、今後きちんと対応していきたい。

○委員：

市報を見ると「子育て、応援、プレママ、高齢者、幼児」とあるが、「障害」がのっていない。共生社会をうたっているなら、障害者の活動が掲載されていると良い。

○事務局：

健康課が、健康づくりの視点で作成しているが、障害の視点が欠けているのはご指摘の通りである。母子保健に注力して作っている。

○委員：

他市では「共生型地域福祉ターミナル」などとしているため、西東京市でも市報で載せていただきたい。市民への意識づけにもなる。

○委員：

市報と一緒に市長の声明文と併せて「共生社会を目指して」という文書を全戸に配布してほしい。共生社会を作るためには、障害者だけでなく1人でも多くの市民に障害者基本計画がわかるようにしてほしい。ご賛同いただければ、市長に挨拶に行きその文書を作らせていただきたい。そのくらいの想いがある。

○委員：

作成するなら、どのようなものを作るのか、相談してほしい。

○委員：

市民全体を変えるには、そうした大きな広報も必要だと思う。

3 事務連絡

次回、第6回計画改定作業部会は平成31年2月21日木曜日、午後6時30分より開催する。その前にパブリックコメント、市民説明会の開催を予定している。開催時期は今後、調整する。本会の議事録は、後日メールでお送りする。発言内容をご確認いただき、修正がある場合は期日までに障害福祉課までメールでご連絡いただきたい。その上で公開する。

素案の確定については、本会議での意見を踏まえ修正し、部会長、副部会長にお預かりいただくこととする。それをもって、パブリックコメントと市民説明会に進めさせていただきます。

閉会